

動き

全国市長会の

1月21日～2月21日

全国市長会ホームページURL

<http://www.mayors.or.jp/>

#1 理事・評議員合同会議を開催 「総合的な子育て支援策に関する決議」を決定

1月26日、全国都市会館において理事・評議員合同会議を開催した。
逢坂・総務大臣政務官から「平成23年度地方税財政などについて」の講演に続き、平成23年度国の施策及び予算に関する提言、諸会議の開催状況等について報告を行った。
次いで、「総合的な子育て支援策に関する決議（案）」について、副会長の中野・小牧市長から提案理由説明が行われ、審議の結果、これを原案のとおり決定した。
その後、平成23年度全国市長会予算（案）及び第



森会長

81回全国市長会議開催要領（案）について協議し、これらを原案のとおり決定した。
さらに、新たな副会長に、四国支部から推薦の野志・松山市長を選出した。

〔企画調整室〕

#2 「社会保障・税に関わる番号制度」の 基本方針の策定に関する意見」を 与謝野・社会保障・税一体改革担当大臣に提出

本会の共通番号制度等に関する検討会（座長：森・富山市長）は、1月27日、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針の策定に関する意見」を社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会座長の与謝野・社会保障・税一体改革担当大臣に提出した。

意見では、政府において今月中に策定予定の基本方針について、①これまで当会が提出した意見等を十分踏まえたものとする、②番号の利用範囲については幅広い行政分野で利用する中間整理におけるC案とし、その道筋を明らかにすること、③番号は国の責任において付番及び管理を行い、効率性、費用面からも住民票コードとの連携など住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが適当であること、④国と地方公共団体との協議機関を設置して検討することが必要であることなどを要請している。

〔行政部〕

#3 「豪雪被害に関する緊急提言」を提出

2月4日、全国雪寒都市対策協議会（会長：山岸・勝山市長）は、各地で豪雪による被害が発生していることを受け、総務省、国土交通省、農林水産省などに対し、「豪雪被害に関する緊急提言」を提出した。

緊急提言では、地域住民のライフラインの確保、市町村道除雪費への臨時特例措置の適用、特別交付税による措置の充実、農林水産業や中小企業に対する支援措置、高齢者世帯等への支援策を求めている。

〔経済部〕

「総務大臣・地方六団体会合」に

#4 森・富山市長が出席し、地方自治法の一部改正法案等について意見交換

「総務大臣・地方六団体会合」が、2月7日総務省内において開催され、総務省からは片山総務大臣ほか政務三役が、地方六団体からは本会副会長の森・富山市長をはじめ各団体の会長等が出席し、地方自治法の一部改正法案等について意見交換を行った。

森・富山市長からは、地方自治法の一部改正については、本会が昨年12月に提出した意見がほとんど反映されていない。改めて意見を提出予定であるとしたうえで、主要なものとして、①市町村



森・富山市長（中央）

の一般選挙後等、議長がいな場合に都道府県知事が臨時会を招集することについては、あくまで当該地方公共団体内で完結する制度とすべきこと、②地方税の賦課徴収等を直接請求の対象とすることについては、地方税や国民健康保険料の引下げの乱発や政争の手段として使われる懸念があることから、更に慎重な検討を行うこと、③住民投票制度については、住民投票の結果の効力はいつまで及ぶかなど更に十分な議論を行うべきこと、④専決処分が議会で不承認となった場合の長に措置を義務付けることについては、義務経費等について、削除議決等の場合と制度面で問題があるので、再検討すべきこと、⑤また、今回の改正案に入っていないが、住民訴訟制度における長の責任要件や賠償額等の制限について、早期に制度

改正を行うことを要請した。

また、地方財政関係の改正については、①地方公共団体の寄付金等の禁止規定を廃止し、代わりに閣議決定等による政府内部の申し合わせによる制限という動きがあると仄聞しているが、その実効を担保するには法律上に位置づけることが必要であること、②地方債に係る協議制度の見直しについては、財源調達に際して金利の高騰が生じることのないよう、市場に対し周知徹底を図ること、③特別交付税の総額等の変更については、自治体への財政支援が後退することがないようにすることなどを要請した。

片山総務大臣からは、①住民投票制度については、自治体に強制するのではなく、選択の幅を増やすものであること、②地方税の賦課徴収等を直接請求の対象とすることについては、減税請求等の懸念は分かるが、最終的には議会で決めるものであること、③一般選挙後等、議長がいな場合に都道府県知事等が臨時会を招集することについては、このようなことが起きないことが最も良いが、念のため設けたものであること、④地方公共団体の寄付金等の禁止規定の廃止については、自治体の自主性を発揮できるようにするものであるが、例外規定を設けることはやぶさかでない等の発言があった。

〔行政部・財政部〕

#5

森会長が「総合的な子育て支援策に関する決議」により、枝野内閣官房長官、公明党の山口代表、漆原国会対策委員長に要請

2月14日、森会長は枝野内閣官房長官、公明党の山口代表、漆原国会対策委員長とそれぞれ面談し、1月26日の理事・評議員合同会議で決定した「総合的な子育て支援策に関する決議」等について要請した。

「企画調整室」



森会長と枝野内閣官房長官

#6

「地方議会議員年金制度の廃止に関する申入れ」を片山総務大臣等に提出

2月16日、本会は、「地方議会議員年金制度の廃止に関する申入れ」を片山総務大臣等に提出

ことなく、すべての地方自治体が自らの判断で選択できるようにすること。

③個別法と審査法の関係については、地方自治法第206条の「市町村の職員の給与などの給付に関する処分」等において、都道府県知事に審査請求ができることとされている例を示しつつ、市町村の自治事務に対する都道府県知事の裁定的関与については、地方分権、地域主権改革の趣旨から見直しをすべきであること。

④地方における不服・苦情の申出を広く受け付ける新たな仕組みの検討については、新見市における様々な苦情・相談に関する事例を紹介しつつ、地方分権、地域主権改革の観点からも地方の創意工夫に任せるべき事柄であることとしたうえで、⑤この検討チームで取りまとめる段階で、改めて、地方の意見を聞く機会を設けること、制度化にあたっては、国と地方の協議の場において地方と十分協議されることなどの意見を述べた。

「行政部」

#8

衆議院予算委員会に社会文教委員長の倉田・池田市長が参考人として出席

衆議院予算委員会が2月18日に開催され、本会を代表して社会文教委員長の倉田・池田市長が出席し、子ども手当について意見陳述を行った。同市長は、特に①法案が成立しない場合、旧児童手当法が復活し、非常事態となる。所得把握、シス

廃止に関する申入れ」を片山総務大臣、鈴木総務副大臣及び逢坂総務大臣政務官等に提出した。申入れでは、地方議会議員年金制度廃止に伴い、都市自治体では多額の予算措置が必要となるにもかかわらず、首長の意見を求めることや十分な説明のないまま、昨年末に唐突に予算計上を求めたことは極めて遺憾であること、当該制度の積立金が枯渇することとなった主な要因は、国主導の合併推進運動による市町村合併の大規模かつ急速な進展に伴う議員数の急激な減少によるものであることから、制度廃止に伴い急増することとなる費用については、地方交付税の不交付団体も含めて各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国において適確な財政措置を講じられることを申入れた。

「行政部」

#7

「行政救済制度検討チームヒアリング」に石垣・新見市長が出席し、行政不服申立制度の改革方針について意見陳述

2月17日、政府の行政救済制度検討チームは、全国市長会、全国知事会及び全国町村会等から「行政不服申立制度の改革方針」に関しヒアリングを行い、本会からは、行政委員会委員長の石垣・新見市長が出席した。石垣・新見市長からは、本会として検討を行っ



倉田・池田市長

テム改修、予算の組み替え等を行う必要が生じ、6月支給が困難になる。②仮に、国会のねじれ現象により、支給事務が停滞することとなった場合、最終的には、全く責任のない基礎自治体住民に対する説明責任を負わざるを得なくなる。住民や自治体の現場に混乱が生じることのないよう、与野党間で十分協議し、最大限の努力をされたい等の強い要請を行った。

「社会文教部」

#9

「地方自治法の一部を改正する法律案（概要）」等に対する意見を片山総務大臣等に提出

2月18日、総務省から情報提供のあった「地方自治法の一部を改正する法律案（概要）」等に対する意見を片山総務大臣等に提出



石垣・新見市長

ていないため、個人的な意見であるとしたうえで、①今回の見直しにおいては、個別法の見直しを含め、行政不服申立制度全体について整合性の取れた、国民に解りやすいものとなるよう検討すること。

②審理官制度の創設については、(a)国の組織や実態からのみではなく、地方の組織や実態を踏まえた検討をすること。(b)審理官と第三者機関との関係について、新見市の事例を紹介しつつ、現在、第三者機関を設置しているものについては、これを活用することがより中立・公正で住民の信頼も得やすいので、取って審理官制度を導入する必要はないと考えること。(c)また、職員から任用する場合の専門性等の点での懸念、外部登用については、弁護士等の確保に対する懸念等を指摘したうえで、地方自治体における審理官制度等の整備については、規模や不服申立ての実績等で区分する

自治法の一部を改正する法律案（概要）」等に対する意見を、片山総務大臣等に提出した。

意見では、昨年12月に本会が提出した「地方自治法改正についての考え方（平成22年）」（仮称「案」）に対する意見がほとんど反映されていないことは遺憾であること等を表明し、①一般選挙後等の臨時会の招集権については、一定の場合に都道府県知事が招集するという制度は認められず、当該地方公共団体内で完結させる制度とすべきこと、②専決処分が不承認となった場合の長の措置については、処分の効力等の疑問点を明らかにするとともに、非常災害応急施設の経費等に係る再議制度との関係から再検討すべきこと、③解散・解職の請求の署名数要件の緩和、地方税の賦課徴収等に係る条例制定・改廃請求、住民投票制度、及び国等による違法確認訴訟制度については、さらに引き続き慎重な検討をすべきであること、④住民訴訟における首長等の賠償責任については、責任要件の限定・賠償額の制限の早期実現を図ること、⑤地方公共団体の寄附金等の禁止規定の改正に当たっては、国と地方の財政秩序を確保するための担保措置を講じるべきことを申し入れられている。

「行政部」